

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請します。

令和2年6月5日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業務名 令和2年度用地補償総合技術業務委託
- (2) 業務内容 本業務は公社における高速道路整備事業に必要となる土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関係する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月15日(金)まで
- (4) 本手続は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものです。

2 応募要件

次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第3号)第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の提出日から契約締結するまでの期間において、名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)が行う契約からの暴力団排除に関する合意書(平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 令和2・3年度の一般競争有資格業者の決定をコンサルタント(建築等)の業種で受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。)
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の提出日から契約締結までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領(平成9年通達第8号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
 - ① 愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
 - ② 業務実施条件書に示す主たる部分を再委託するものではないこと。
- (7) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門、営業補償・特殊補償部門及び補償関連部門の5部門全ての登録部門において登録を受けていること。
- (8) 業務実績に関する要件については、以下に示す業務において1件以上の実績を有すること。

平成17年度以降に完了した国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等又は土地収用法第3条各号のいずれかに規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(平成28年2月1日付け国土用第49号。以下「運用通知」という。)記1の別紙に定めるいずれかの業務(用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)
- (9) 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとすること。

業務の履行をつかさどる者として、下記①から⑥のすべての条件を満たす者1名を配置予定管理技術者として置かなければならない。

 - ① 次のいずれかの資格等を有する者
 - ア 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者

イ 補償業務全般に関する指導監督の実務の経験 7 年以上を含む 20 年以上の実務の経験を有する者

ウ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者

エ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成 3 年 3 月 28 日理事会決定）（以下「実施規程」という。）」第 3 条に掲げる総合補償部門において実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

オ 実施規程第 3 条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門、営業補償・特殊補償部門及び補償関連部門の 5 部門すべてにおいて実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

② 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

平成 17 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1 件以上の実績を有すること。業務実績には、平成 17 年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等又は土地収用法第 3 条各号のいずれかに規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び運用通知記 1 の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償総合技術補助業務、用地補償総合技術業務を含む。）

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等又は土地収用法第 3 条各号のいずれかに規定する事業を行う者が発注した登録規程第 2 条第 1 項の別表及び運用通知記 1 の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関連資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）

③ 配置予定管理技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと

④ 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること

⑤ 配置予定管理技術者の公告日における手持ち業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。）の契約合計金額が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満であること。手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

また、本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 4 億円、件数で 10 件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のアからウまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う。

ア 当該管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者

イ 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ウ 手持ち業務量が当該業務の説明書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

⑥ 配置予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置するものとし、発注者の承諾を得なければならない。

(10) 中立公平性に関する要件

参加希望者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資金的・人的関係がないこと（※）。

※「資金的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

① 子会社等、親会社等の関係にないこと。

② 参加希望者自身が被補償者でないこと及び参加希望者の役員が被補償者でないこと又は参加希望者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

(11) 配置予定担当技術者に関する要件

配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとすること。

担当技術者を設置する場合は、下記①及び②に示す条件をすべて満たす者を置かなければならない。

① 次のいずれかの資格等を有する者

ア 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督の実務の経験を有する者
イ 補償業務全般に関する指導監督の実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者

ウ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者

エ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

オ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門、営業補償及び特殊補償部門及び補償関連部門の5部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

② 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと

(12) 配置予定業務従事者に対する要件は、以下のとおりとすること。

配置予定業務従事者については、①及び②に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記①を満たす必要はない。

① 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）

② 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと

3 手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）

電話052-919-5642

(2) 参加表明書及び技術提案書の提出期間、方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、参加表明書及び技術提案書を提出してください。

① 期間 令和2年6月5日（金）から令和2年6月30日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで

② 方法 (1)の公社会計課あて、持参又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」で提出してください。
なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

(3) 応募要件の確認結果は、令和2年7月22日（水）までに通知します。

(4) 応募要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

応募要件を満たしていないと認められた者は、理事長に対して理由について、次に従い、書面（様式第4）により説明を求めることができます。

① 提出期限 令和2年7月31日（金）午後4時00分まで

② 提出場所 公社会計課

③ 提出方法 (1)の公社会計課あて、持参又は郵送等で提出してください。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、令和2年8月5日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

(5) 技術提案書の特定等

① 技術提案書が特定された者に対しては、令和2年8月5日（水）（予定）までに通知します。

② 技術提案書が特定されなかった者に対しては、①に掲げる日までに、特定されなかった旨とその理由を通知します。

(6) 技術提案書が特定されなかった者（以下、「特定されなかった者」）に対する理由の説明

① 特定されなかった者は、理事長に対して特定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第5）により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和2年8月19日（水）午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 (1)の公社会計課あて、持参又は郵送等で提出してください。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

② 理事長は、説明を求められたときは、令和2年8月24日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。
- (4) 詳細については説明書によります。
- (5) 留意事項
審査に必要な書類は、説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

簡易公募型プロポーザル方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとする。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、提案書等を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とする。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ提案書等提出日の前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととする。

4 業務実績の対象とする項目

(1) 応募要件の資格

ア 企業の業務実績

イ 配置予定技術者の業務実績

(2) 簡易公募型プロポーザル方式の評価項目

ア 企業に関する事項の業務の実績

イ 技術者及び業務従事者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

以下の資料を添付すること。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類

(2) 業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類